議第55号

高山市税条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地方税法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前

改 正 後

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第29条の2 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 等申告書)

第29条の2 (略)

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規 定による申告書を給与支払者を経由して提出 する場合において、当該申告書に記載すべき 事項がその年の前年において当該給与支払者 を経由して提出した前項又は法第317条の 3の2第1項の規定による申告書(その者が 当該前年の中途において次項の規定による申 告書を当該給与支払者を経由して提出した場 合には、当該前年の最後に提出した同項の規 定による申告書) に記載した事項と異動がな いときは、給与所得者は、法規則で定めると ころにより、前項又は法第317条の3の2 第1項の規定により記載すべき事項に代えて 当該異動がない旨を記載した前項又は法第3 17条の3の2第1項の規定による申告書を 提出することができる。
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、その異動の内容その他法規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法規則で定めるところにより、その異動の内容その他法規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法規則で定めるものをいう。次条第4項及び第59条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3 項の規定の適用については、同項中「申告書 が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を 」と、「給与支払者に受理されたとき」とあ るのは「給与支払者が提供を受けたとき」と 、「受理された日」とあるのは「提供を受け た日」とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第37条の2 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項 の所得割の額から控除することができなかつ た金額があるときは、当該控除することがで きなかつた金額は、令第48条の9の3から 第48条の9の6までに定めるところにより 、同項の納税義務者に対しその控除すること ができなかつた金額を還付し、又は当該納税

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの 規定による申告書がその提出の際に経由すべ き給与支払者に受理されたときは、その申告 書は、その受理された日に市長に提出された ものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法規則で定めるものをいう。次条第4項及び第59条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4 項の規定の適用については、同項中「申告書 が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を 」と、「給与支払者に受理されたとき」とあ るのは「給与支払者が提供を受けたとき」と 、「受理された日」とあるのは「提供を受け た日」とする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第37条の2 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項 の所得割の額から控除することができなかつ た金額があるときは、当該控除することがで きなかつた金額は、令第48条の9の3から 第48条の9の6までに定めるところにより 、同項の納税義務者に対しその控除すること ができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除</u> 義務者の<u>同項</u>の確定申告書に係る年の末日の 属する年度の翌年度分の個人の県民税<u>若しく</u> <u>は市民税に充当し</u>、若しくは当該納税義務者 の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(個人の市民税の徴収の方法)

第41条 個人の市民税の徴収については、第 47条、第52条の2第1項、第52条の5 又は第59条の5の規定によって特別徴収の 方法による場合を除くほか、普通徴収の方法 による。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第44条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第52条第1項又は第52条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第52条第1項又は第52条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

することができなかつた金額のうち法第31 4条の9第2項後段に規定する還付をすべき 金額により当該納税義務者の前項の確定申告 書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の 個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環 境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当 該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、 若しくは納入する。

3 (略)

(個人の市民税の徴収の方法等)

第41条 個人の<u>市民税は</u>、第47条、第52 条の2第1項、第52条の5又は第59条の 5の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を 除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割 を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し 、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第44条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第52条第1項又は第52条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第52条第1項又は第52条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定<u>によって</u>算出した各納期の納付額に1,000円未満の端数があるときは、 その端数金額は、すべて最初の納付額に合算するものとする。
- 3 特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収する個人の市 民税とこれと併せて徴収する個人の県民税に ついては、前項中「1,000円」とあるの は「100円」とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第47条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けたものであり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げるもののうち、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条において、「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計額は、特別徴収の方法によつて徴収する。
 - (1) (2) (略)
- 2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定による特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定<u>により</u>算出した各納期の納付額 に1,000円未満の端数があるときは、そ の端数金額は、すべて最初の納付額に合算す るものとする。
- 3 特別徴収の方法<u>により</u>徴収する個人の市民 税とこれと併せて徴収する個人の県民税につ いては、前項中「1,000円」とあるのは 「100円」とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第47条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。
 - (1) (2) (略)
- 2 前項の給与所得者について、当該給与所得 者の前年中の所得に給与所得以外の所得があ る場合には、当該給与所得以外の所得に係る 所得割額を同項の規定による特別徴収の方法 により徴収すべき給与所得に係る所得割額及 び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方 法により徴収する。ただし、第28条第1項 の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割 額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の 記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与 所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の 方法によつて徴収することとなつた後におい て、当該給与所得者について給与所得以外の 所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴 収の方法によつて徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じたため当該給 与所得者から給与所得以外の所得に係る所得 割額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出があつた場 合でその事情がやむを得ないと認められると きは、当該特別徴収の方法によつて徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ 特別徴収により徴収していない額の全部又は 一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の 支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌 年の4月30日までの間において異動を生じ た場合において、当該給与所得者が当該給与 所得者に対して新たに給与の支払をするもの となった者(所得税法第183条の規定によ つて給与の支払をする際所得税を徴収して納 付する義務がある者に限る。以下本項におい て同じ。) を通じて、当該異動によつて従前 の給与の支払をする者から給与の支払を受け なくなつた日の属する月の翌月の10日(そ の支払を受けなくなつた日が翌年の4月中で ある場合には同月30日)までに、第1項の 規定により特別徴収の方法によつて徴収され るべき前年中の給与所得に係る所得割額及び 均等割額の合算額(すでに特別徴収の方法に よつて徴収された金額があるときは、当該金 額を控除した金額)を特別徴収の方法によっ 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所 得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方 法により徴収することとなつた後において、 当該給与所得者について給与所得以外の所得 に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の 方法により徴収することが適当でないと認め られる特別の事情が生じたため当該給与所得 者から給与所得以外の所得に係る所得割額の 全部又は一部を普通徴収の方法により徴収す ることとされたい旨の申出があつた場合でそ の事情がやむを得ないと認められるときは、 当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所 得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収 により徴収していない額の全部又は一部を普 通徴収の方法により徴収する。

4 (略)

納税義務者である給与所得者に対し給与の 支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌 年の4月30日までの間において異動を生じ た場合において、当該給与所得者が当該給与 所得者に対して新たに給与の支払をするもの となつた者(所得税法第183条の規定によ り給与の支払をする際所得税を徴収して納付 する義務がある者に限る。以下この項におい て同じ。)を通じて、当該異動により従前の 給与の支払をする者から給与の支払を受けな くなつた日の属する月の翌月の10日(その 支払を受けなくなつた日が翌年の4月中であ る場合には同月30日)までに、第1項の規 定により特別徴収の方法により徴収されるべ き前年中の給与所得に係る所得割額及び均等 割額の合算額(すでに特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控 除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収さ

工徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税 額への繰入)

- 第52条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第43条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の規定によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例によって当該納税者に還付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定によりこれに充当する

れたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。 ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収する ことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税 額への繰入)

- 第52条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第43条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更 された給与所得に係る特別徴収税額に係る個 人の市民税の納税者について、既に特別徴収 義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において<u>当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、</u>当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市

0

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 の特別徴収)

第52条の2 個人の市民税の納税義務者が当 該年度の初日の属する年の前年中において公 的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付(法第321条の 7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下 本節において同じ。) の支払を受けている年 齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて 徴収することが著しく困難であると認められ るものとして次に掲げるものを除く。以下本 節において「特別徴収対象年金所得者」とい う。) である場合においては、当該納税義務 者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務 者に係る均等割額を第47条第1項の規定に より特別徴収の方法によって徴収する場合に おいては、公的年金等に係る所得に係る所得 割額。以下本条及び第52条の5において同 じ。)の2分の1に相当する額(以下本節に おいて「年金所得に係る特別徴収税額」とい う。)を当該年度の初日の属する年の10月 1日から翌年の3月31日までの間に支払わ れる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付 の支払の際に特別徴収の方法によって徴収す る。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法によって徴収することと

町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の 未納に係る徴収金を納付し、又は納入するこ とを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 の特別徴収)

- 第52条の2 個人の市民税の納税義務者が当 該年度の初日の属する年の前年中において公 的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付(法第321条の 7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下 この節において同じ。) の支払を受けている 年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められ るものとして次に掲げるものを除く。以下こ の節において「特別徴収対象年金所得者」と いう。) である場合には、当該納税義務者の 前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割 額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行 う森林環境税額を含む。以下この条及び第5 2条の5において同じ。)の合算額(当該納 税義務者に係る均等割額を第47条第1項の 規定により特別徴収の方法により徴収する場 合には、公的年金等に係る所得に係る所得割 額。以下この条及び第52条の5において同 じ。)の2分の1に相当する額(以下この節 において「年金所得に係る特別徴収税額」と いう。)を当該年度の初日の属する年の10 月1日から翌年の3月31日までの間に支払 われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給 付の支払の際に特別徴収の方法により徴収す る。
 - (1) (略)
 - (2) 特別徴収の方法により徴収することとし

した場合には当該年度において当該老齢等 年金給付の支払を受けないこととなると認 められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第43条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収 税額への繰入れ)

- 第52条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第43条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321 条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入され

た場合には当該年度において当該老齢等年 金給付の支払を受けないこととなると認め られる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第43条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収 税額への繰入れ)

- 第52条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第43条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321 条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された

た年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税 額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u>

(種別割の税率)

- 第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する種別割の税率は、1台について、そ れぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)がの.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かっ、輪距がの.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に 係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金 所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴 収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 がない場合を含む。) において当該特別徴収 対象年金所得者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17条の2の2第1項第2号に規定する市町 村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3 項、第6項及び第7項の規定を適用すること ができるものとし、当該市町村徴収金関係過 誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の 未納に係る徴収金を納付し、又は納入するこ とを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

- 第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する種別割の税率は、1台について、そ れぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)がの.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距がの.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付直転車を除く。)で、総排気量がの.02リットルを超えるもの又は定格出力が

(2) • (3) (略)

付 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第29条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不 足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じ て計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条 (略)

2 • 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項 の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。 0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2) • (3) (略)

付 則

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第29条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不 足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じ て計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項 の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第37条の2第2項並びに第41条の見出し及び同条第1項の改正、同条に1項を加える改正並びに第44条、第47条、第52条、第52条の2及び第52条の6の改正並びに付則第29条の2第3項及び付則第30条第4項の改正並びに次条第1項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第29条の2の改正及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第1号に掲げる改正による改正後の高山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分 は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税 については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の高山市税条例(以下「新条例」という。)第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき高山市税条例第29条の2第1項に規定する給与 (以下この項において「給与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適 用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、な お従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第95条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第29条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第30条第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車 に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自 動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。